

鶴岡市職員採用試験【平成29年4月1日採用予定】

問本所職員課 ☎内線327

■募集職種・受験資格

▷土木（社会人経験者）

昭和52年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方

▷電気（社会人経験者）

昭和52年4月2日以降に生まれ、電気主任技術者の資格を有し、民間企業の社員または公務員として電気設備設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方

▷初級行政（高卒程度）

平成7年4月2日～11年4月1日に生まれた方（4年制大学を卒業した方及び卒業する見込みの方を除く）

▷消防士（高卒程度）

昭和62年4月2日～平成11年4月1日に生まれ、採用後、鶴岡市に居住することができ、普通自動車運転免許（AT車限定を除く）を有する方及び平成29年4月末までに取得見込みの方

▷消防士（職務経験者）

昭和57年4月2日以降に生まれ、採用後、鶴岡市に居住することができ、山形県外で消防士としての職歴が3年以上ある現職の方

■試験日時

▷1次試験

9月18日 ☎午前10時

▷2次試験

1次試験合格者を対象に10月下旬実施予定

■試験会場

▷土木・電気（社会人経験者）、初級行政

総合保健福祉センター「にこ♥ふる」（2次試験は市役所本所）

▷消防士

消防本部（2次試験も同じ）

■申込み受付

▷7月13日 ☎～8月12日 ☎に、申込書を市役所本所職員課へ（郵送の場合は8月12日 ☎までの消印有効）

▷市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

▷市役所本所職員課、各地域庁舎総務企画課及び消防本部総務課で交付

▷郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記したA4判用の角形2号封筒。折り畳んでも構いません）、応募職種・連絡先を記入したメモを同封して、市役所本所職員課（〒997-8601市内馬場町9-25）へ

▷市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます

犬の鑑札の様式が変わりました

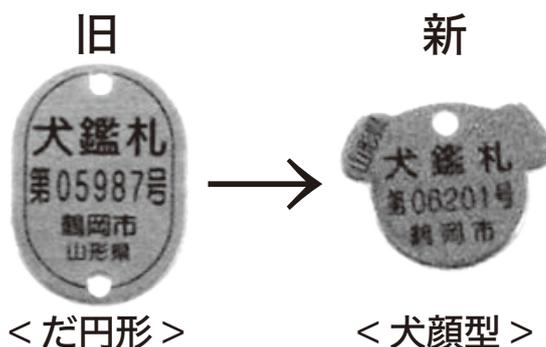
問健康課（にこ♥ふる） ☎内線362

小型犬でも装着しやすいように、「犬鑑札」の様式が6月1日に変わりました。

すでに交付を受けている場合、手続きは不要です。

新しい鑑札に変えたい場合は再交付手続き（費1,600円）が必要です。

飼い犬への犬鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は法律で義務付けられています。迷子になった場合の飼い主の特定に役立ちますので、必ず装着してください。



本市への移住・定住を支援します

県外からの移住希望者向け「お試し住宅」利用者を募集します

☎本所地域振興課 ☎内線585

県外から本市に移住を希望する方を対象に、民間賃貸物件を活用した「お試し住宅」の提供を始めます。本市に仮住まいしながら、移住・定住に向けて、お仕事やお住まいを探してみたい方はいかがでしょうか。

■対象者と募集数

- ▷対象者…以下の全てに該当する方
- ・ 県外から本市への移住を希望する成人の方
 - ・ 移住の理由が転勤、本市在住者との結婚または進学以外である方
 - ・ 国、県または他市区町村から住宅についての補助金や公的扶助を受けていない方
 - ・ 市税を滞納していない方
 - ・ 申込者・同居者が暴力団構成員でない方

▷募集数…4件程度

■募集開始

7月15日☎から

■お試し住宅の物件種類

賃貸借物件（3DK、3LDK程度の一戸建て）
※宅建協会鶴岡支部と協議の上選定。



※物件は、鶴岡市移住・定住促進サイト「前略つるおかに住みマス」に順次掲載予定です。

■支援内容

「お試し住宅」契約時・入居中に自己負担した家賃及び仲介手数料、家賃保証保険保証料の一部を、利用期間終了後の申請に基づき補助します（下表参照）

■利用期間

定期借家契約締結日から6か月以内（ただし契約終了は来年2月末までとする）

※家主・不動産業者の同意の下、新たに賃貸借契約または売買契約締結などで、利用期間終了後も引き続き住むことも可能。

詳細は市HP「移住定住」でご確認ください。

（表）家賃区分と家賃・仲介手数料・家賃保証保険保証料補助額

家賃区分	補助項目	家賃補助額	仲介手数料補助額	家賃保証保険保証料補助額
～1万5,000円		0円	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
1万5,001円～4万6,000円		家賃から1万5,000円を差し引いた額	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
4万6,001円～		3万1,000円	4万6,000円以内の仲介手数料の相当額	4万6,000円以内の家賃保証保険保証料の相当額

※家賃1か月分の敷金が別途必要です。

施設利用

平成28年10月から 学校体育施設の利用が有料になります

☎スポーツ課 ☎25 - 8131

市では地域スポーツ活動や青少年の健全育成の場として、小・中学校の体育館など、学校体育施設を一般開放しています。これまでは運動場等の照明設備利用を除き無料でしたが、総合体育館などの社会体育施設と同様に有料とし、10月から学校体育施設の使用料を負担いただきます。ご理解とご協力をお願いします。

市政

介護保険運営協議会 公募委員募集

介護保険事業計画の進行管理及び介護保険に関する事項を調査審議する介護保険運営協議会を設置します。

対次の全てに該当する方3人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）①市内に住所を有する方

②4月1日現在で満20歳以上の方
③平日に開催する会議に出席できる方
④7月15日☎まで申込書を本所長寿介



護課☎内線190へ（郵送は当日必着）
他市HP

廃棄物減量等推進審議会 公募委員募集

一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項を調査審議する廃棄物減量等推進審議会を設置します。

☎次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）
①市内の事務所等の事業者または在勤者の代表
②今年7月31日現在で満20歳以上の方
③平日に開催する会議に出席できる方
申8月1日☎まで申込書を廃棄物対策課☎22・2848へ（郵送は当日必着）
他市HP

健康



がん患者医療用ウィッグ購入費の一部を助成します

☎市内在住で次の全てに該当する方
①がんと診断され、がんの治療を受けている
②がんの治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である
③他の法令等に基づく助成を受けていない
④平成27年4月1日以降に購入したもので過去に本事業の助成を受けていない
■助成額 購入費の2分の1（上限2万円。平成27年度中に購入したウィッグは上限1万円。助成回数 は1人につきウィッグ1個、1回限り）

持がんの治療を受けていることの証明書類（お薬手帳、診療明細書等）、医療用ウィッグ購入時の領収書、医療保険証または運転免許証の写し、印鑑、振込先通帳の写し
申申請書を健康課（にこふる）☎内線365へ
他代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要。市HP

8020運動 よい歯の長寿表彰

ハチマルニマル

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。
☎昭和11年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（以前に表彰を受けた方を除く）
■応募方法
7月20日☎〜8月19日☎に市内各歯科診療所へ（その場で無料歯科健診を行います）
☎健康課☎内線365
または市内各歯科診療所へ

福祉



耳・手足が不自由な方のための巡回相談

☎7月13日☎午後1時〜3時
☎総合保健福祉センター（にこふる）
☎対18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方、交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）
■相談科目 聴覚、肢体
☎印鑑、保険証、身体障害者手帳（交付済みの方）
☎本所福祉課☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

家族介護慰労金を支給します

☎要介護認定4または5（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを利用していない寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している市民税非課税世帯の方
■支給額 10万円
☎印鑑、介護者名義の市内金融機関預金通帳
☎7月4日☎〜22日☎に各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

平成28年度の介護保険料決定通知書を送付します

平成28年度介護保険料決定通知書は、平成27年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料（年額）をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。同封の「介護保険料のあらまし」と併せてご確認ください。

■発送日 7月15日☎
☎65歳以上の方
■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4・6・8・10・12・来年2月）に年金から差し引きます（特別徴収から普通徴収への切替えはできません）
▽普通徴収（納付書または口座振替）：特別徴収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回（7月〜来年2月の毎月）です
☎本所長寿介護課☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険の軽減確認証・負担限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、まだ手続きをしていない方は手続きをしてください。昨年度該当しなかった方でも今年8月1日以降に対象要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合がありますが、新たに交付を受けるためには、窓口での申請が必要です。
☎本所長寿介護課☎内線194または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



基準収入額適用申請書の提出をお願いします

国民健康保険の高齢受給者及び後期高齢者の自己負担割合は、毎年見直すことになっていきます。前年の所得が一定以上ある方の自己負担割合は3割で、申請によって1割または2割になる場合があります。

このため、3割負担の方に基準収入額適用申請書を送付していますので、同封した説明書に記載の基準額を下回ると思われる方は、7月15日☎まで提出してください。

ただし、課税資料で明らかに基準額を超えると判断される方には、申請書を送付していません。
☎本所国保年金課☎内線127または

各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者向け給付金の申請をお忘れなく

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請期限は7月25日⑩です。仮判定による支給対象の方には、4月下旬に申請書をお送りしています。まだ申請していない方は早目に提出してください。申請書をなくした方は、再発行しますのでご連絡ください。

■本所臨時福祉給付金事務室 ☎25・2290 または各地域庁舎市民福祉課へ

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩から使用する受給者証は7月末までにお送りします。期限の切れた受給者証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。

高齢受給者証は国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付しています。70歳の誕生月の翌月から（1日生まれの方は誕生月から）使うことができます。新たに該当する方には、該当月の前月末までお送りします。

■本所国保年金課 ☎内線173 または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証

の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩から使用する保険証は7月末までにお送りします。期限の切れた保険証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。

■本所国保年金課 ☎内線127 または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険負担割合証が新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩から使用する負担割合証は7月末までにお送りします。



期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。

■本所長寿介護課 ☎内線187 または各地域庁舎市民福祉課へ

医療費一部負担金の限度額適用及び食事代の減額について

国民健康保険に加入している方は、申請によって医療費と食事代が次のとおりになります。現在入院中の方や医療費が高額になる予定の方等、認定証が必要な方は申請してください（認定証は申請月の初日から適用）。

▼70歳未満の方 ■自己負担限度額（月額） ▽所得が901万円を超える世帯：25万2,600円 +（医療費 - 84万2,000円）×1% ▽所得が600万円を超え、901万円以下の

世帯：16万7,400円 +（医療費 - 55万8,000円）×1% ▽所得が210万円を超え、600万円以下の世帯：8万100円 +（医療費 - 26万7,000円）×1% ▽所得が210万円以下の世帯：5万7,600円
▽市民税非課税世帯：3万5,400円 ■入院時の食事代 1食3600円（市民税非課税世帯の方は2100円。入院91日以降は申請の翌月から1600円）

▼70歳以上の方 ■市民税非課税世帯の方等、一定の要件を満たす方 ■自己負担限度額（月額） ▽入院時：2万4,600円（無所得世帯等、一定の要件を満たす方は1万5,000円） ▽外来時：8,000円 ■入院時の食事代 1食2100円（入院91日以降は申請の翌月から1600円。無所得世帯等、一定の要件を満たす方は初日から1000円）。療養病床に入院する場合は異なります

▼共通 ■保険証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主の方及び申請対象者）、手続きに来庁される方の本人確認書類（運転免許証等）
▽次は該当する方のみ：国保高齢受給者証、過去12か月以内の入院日数が90日を超える場合はそれを証明する書類（領収書等）、今年1月1日現在、本市に住居登録がなかった方は所得を証明する書類 ■本所国保年金課 ☎内線164 または各地域庁舎市民福祉課へ
■認定証がない場合でも、医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った分の医療費は、高額療養費として

給付されます。該当者には診療月から2・3か月後にハガキで連絡しますの、申請にお出でください。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

平成28年度保険料額決定通知書は、平成27年中の所得に基づいて計算した確定保険料額をお知らせするものです。■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き） 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方は、原則、年6期に分けて年金から差し引きします。口座振替による納付への変更可（市役所への申出書の提出が必要）。▽普通徴収（納付書または口座振替） 年金受給額が年額18万円未満の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は普通徴収です。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）です。

▼年度途中に後期高齢者医療に加入した方 加入月から月割りで保険料が発生します。加入月によって期割の計算納付方法等が異なるので、保険料額決定通知書（加入月の翌々月中旬に送付）をご確認ください。

▼保険料の計算の仕方 保険料は、加入者の所得状況、世帯構成によって金額が異なり、皆さんから平等に負担してもらおう均等割額と、所得に応じて負担してもらおう所得割額を合わせて計算します。今年度の均等割額は1人年額4万1,700円、所得割率は8・5

8%です。
▼保険料の軽減 今年度は均等割額の軽減対象が拡充されます。所得が少ない方への均等割額の軽減として、9割(軽減後保険料年額4、100円)、8・5割(同6、200円)、5割(同2万800円)、2割(同3万3、300円)があり、世帯の所得で割合を判定します。また、加入者本人の所得が91万円以下の場合、所得割額が半額となる軽減があります。

▼20歳前障害や福祉年金移行の障害基礎年金を受給している方へ
日本年金機構から「所得状況届」「障害状態確認届(診断書)」「現況届」「生計維持確認届」をお送りします。7月29日⑤まで本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課に必ず提出してください。提出が遅れると年金受給に支障が出る場合がありますのでご注意ください。

▼所得状況届 毎年提出が必要なものです(現況届の提出が不要な方も、所得状況届の提出は必要)。一定額以上の所得がある場合、年金の一部または全額が支給停止されます。
▼障害状態確認届(診断書) 引き続き障害等級に該当するかを確認するために提出してもらいます。レントゲンフィルムや心電図の提出が必要な方は併せて提出してください。
▼現況届 引き続き年金を受給する資格があるか確認するために、毎年提出

してもらいます。ただし、日本年金機構に住民票コードを申し出た方は、現況届の提出は原則不要です。
▼生計維持確認届 加算額対象者のいる方が加算額を引き続き受給するために、生計維持関係の証明をもらうものです。

▼放線線治療装置の更新に伴う治療の一時中断について
荘内病院ではがん診療等に利用する放線線治療装置(ライナック)の更新を行うため、放線線治療業務を一時中断します。中断期間中は、日本海総合病院等で治療を受けることとなりますので、ご理解をお願いします。
▼治療中断期間 8月26日⑤〜来年3月中旬 ④荘内病院医事課 ☎26・5111

▼平成28年度の国民健康保険納税通知書を送付します
納税通知書に記載されている加入者所得、資産等の内容をご確認ください。詳しくは、同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。
▼発送日 7月15日④ ④世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方
▼納付方法 ④特別徴収(年金からの差引き) : 一定の条件を満たした方は、

年金支給月(4・6・8・10・12・来年2月)に年金から差し引きます
▼普通徴収(納付書または口座振替) : 同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年9回(7月〜来年3月の毎月)です ④本所課 税課 ☎内線205

市税の滞納処分として差し押さえた不動産
不動産公売のお知らせ
④7月27日④ ④受付:午前8時50分、入札:9時30分 ④本所6階大会議室 ④本所納税課 ☎内線253 ④他市HP

小・中学生の税に関する
標語と作文を募集します
▼標語 ④小学生 ④税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等(1人2点以内)
▼作文 ④中学生 ④税に関する内容であれば自由(1人1編。1、200字以内)
▼共通 ④8月29日④まで本所納税課 ☎内線219へ ④他入賞者に賞状と副賞を進呈

生活・その他
人権擁護委員は次の方々です
法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。(敬称略)
▼石田幸 ▼地主幸平 ▼庄司敏明
▼鈴木元女 ▼榎本玲子 ▼金内淳

▼加藤勝 ▼大川慶輝 ▼石川正廣
▼島忠一 ▼五十嵐信樹 ▼阿部英子
▼成澤礼子 ▼島津玄真 ▼小南孝子
▼手塚柳治 ▼村田仁美 ▼宅井洋子
▼清和忠志 ▼平藤博巳 ▼長南征子
▼帯刀春男 ▼宮崎清男 ▼本間晴美
▼齋藤俊美 ▼五十嵐英司 ▼五十嵐要一

地域ごと開催します
成人式のご案内
8月に開催する成人式の案内は、7月中旬までに対象者(平成7年4月2日〜8年4月1日生まれの各地域の中学校卒業生・現在住者)に送付します。
▼藤島 ④8月12日④午前11時 ④藤島地区地域活動センター ④藤島庁舎 総務企画課 ☎64・5813
▼朝日 ④8月14日④午前9時30分 ④朝日 ④朝日庁舎総務企画課 ☎53・2111
▼榎引 ④8月14日④午後1時30分 ④榎引公民館 ☎57・5670
▼羽黒 ④8月15日④午後1時 ④羽黒コミュニティセンター ④羽黒庁舎 総務企画課 ☎62・2111
▼温海 ④8月15日④午後3時 ④温海ふれあいセンター ④温海庁舎総務企画課 ☎43・2111
▼鶴岡 ④来年1月8日④午後1時30分 ④対平成8年4月2日〜9年4月1日生まれの方 ④社会教育課(榎引庁舎) ☎57・4866 ④案内は11月頃に対象者へ送付します

④法務局鶴岡支局 ☎22・10003 または本所市民課 ☎内線158へ

市営住宅等入居者募集

住宅名	階数・間取り	戸数
ちわら住宅	1LDK (高齢・障害者向け) 3DK(子育て向け)	1
美原住宅	1階・3K (高齢・障害者向け) 3階・3K	3
稲生住宅	1階・2LDK (高齢・障害者向け) 2階・3DK 2階・2LDK	1
東部住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け) 3階・3DK	1
大西住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け) 2階・3DK	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 3階・2DK	1
朝日	平屋・3DK	1
海柳原住宅	3階・3K	1
温柳原住宅	3階・3DK	1
黒荒川特定公 共賃貸住宅	平屋・4LDK	2

入居時期 9月中旬以降 **日**7月1日(金)〜21日(金)に本所建築課☎内線483または各建設事務室(羽黒・朝日・温海)へ

無人ヘリコプターによる 病害虫防除作業にご理解を

7月上旬から8月下旬まで、無人ヘリコプターによる農作物の病害虫防除作業を実施します。事故防止のため、作業中のヘリコプターには絶対に近寄らないでください。また、早朝や夕方

を中心に作業を行いますので、作業音等へご理解をお願いします。
本所農政課☎内線573または各地域庁舎産業課へ

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。しかし、おもちゃとはいえ原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用法をよく読み、次のことを守りましょう。



- ▽花火を人や家に向けてない
- ▽燃えやすい物のある場所で遊ばない
- ▽風の強いときは花火をしない
- ▽水の入ったバケツを用意する
- ▽大人と一緒に遊ぶ
- ▽花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけない
- ▽花火の筒先に顔や手を近づけない
- ▽服に火がつかないように注意する

消防本部予防課☎22・8332

犯罪も非行防止、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。全国一斉に街頭広報活動などが行われます。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の

願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。
本所福祉課☎内線138

“明るいやまがた” 夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩み等から、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

- 実施期間 7月19日(金)〜8月18日(金)
- 運動の重点
 - ▽青少年の健全育成と
 - いじめ・非行防止
 - ▽子供と高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅
 - ▽海・山・川での事故防止
 - ▽身近な犯罪等の防止

8月3日(土)は山形海区漁業 調整委員会委員選挙です

選挙当日に投票できない方は、期日前投票・不在者投票をすることができません。

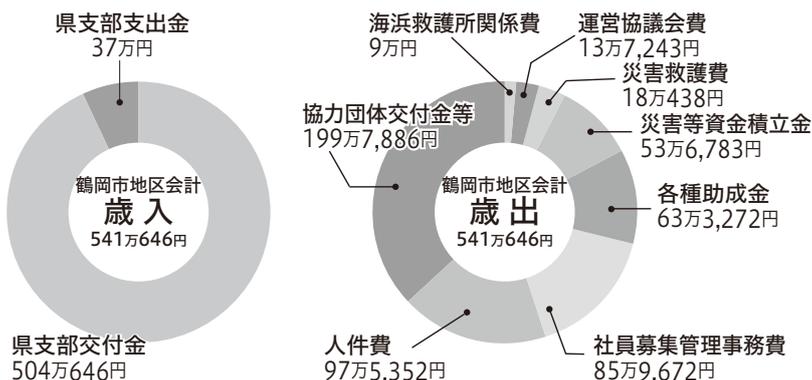
本所選挙管理委員会事務局☎内線641または同温海分室(温海庁舎)☎内線314へ

平成27年度 日本赤十字社 鶴岡市地区 決算・活動報告

多額の社費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。

- ▼社費収納会計 ■社費合計 2、520万3、242円 ■社員数 個人：3万1、435人 法人：656件

赤十字社山形県支部に送金しています。東日本大震災被災地での救護施設の運営等多くの事業で活用されています。
▼会計決算



▼東日本大震災義援金の実績 平成23年3月12日から28年3月31日現在まで本市には1億975万円の義援金をお寄せいただきました。うち8、659万円は県支部を通じて被災者支援のために送金しました。なお、義援金の募集は現在も続けていますので、皆様のご協力をお願いします。
本所福祉課☎内線138